

**滋賀県社会福祉審議会**  
**第 1 回ユニバーサルデザイン推進検討**  
**第 1 専門分科会概要**

- 1 開催日時 令和 2 年 2 月 20 日（木）午後 13 時 00 分～15 時 00 分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター 1 階 会議室 2
- 3 出席委員（五十音順、敬称略） 9 名  
尾上浩二、小山万亀子、崎山美智子、谷口郁美、田野節子、藤崎育代、増田圭亮、  
美濃部裕道、山根寿美子
- 4 欠席委員（敬称略） 1 名  
伊崎葉子
- 5 傍聴委員（敬称略） 1 名  
第 2 専門分科会委員 三星昭宏
- 6 事務局  
健康福祉政策課：丸山課長、浅岡課長補佐、小寺主査
- 7 進行
  - （1）分科会長選出
  - （2）淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定について
  - （3）第 1 専門分科会（ユニバーサルデザインの理解促進）の進め方について
  - （4）意見交換（現状および課題について）
- 8 概要

**司会：**

定刻になりましたので、ただいまから、滋賀県社会福祉審議会第 1 回ユニバーサルデザイン推進検討第 1 専門分科会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、健康福祉政策課長の丸山からごあいさつを申し上げます。

**健康福祉政策課長：**

皆さん、こんにちは。健康福祉政策課長の丸山でございます。

本日は、滋賀県社会福祉審議会の第 1 回ユニバーサルデザイン推進検討第 1 専門分科会を開催いたしましたところ、何かとご多用の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員にご就任いただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。まだ平素から県の健康医療福祉行政に対して様々ご理解とご協力をいただき、この場を借りてお礼を申し上げます。

さて、この専門分科会でございますが、淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定に向け

て検討いただくことを目的に設置されたものでございます。この行動指針ですが、平成 17 年に 3 月に策定し、約 14 年経過したわけでございます。この間、国の様々な関係法令の改正があり、障害者権利条約の批准等もございました。また滋賀県におきましては、障害者差別のない共生社会づくり条例が、昨年 10 月には全面施行となりましたし、今後に向けては 2024 年に国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会が本県で開催されるという状況があります。

その他、様々な社会環境の変化がございまして、今回、淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定が必要ということで、審議会に諮問をさせていただいたものでございます。

分科会の検討でございますが、二つの専門分科会に分かれて検討を進めていただきたく、本日は第 1 専門分科会ということで、ユニバーサルデザインの理解促進、国では心のバリアフリーと言われていますが、そうした分野についてご検討をお願いしたいと考えております。もう一方の第 2 の専門家会議では、ユニバーサルデザインのまちづくり推進という分野で、主にハード面の検討をお願いしたいと考えております。

本日の会議でございますが、検討の進め方についてご議論いただいた上で、現状や課題について委員の皆様で意見交換をいただきたいと考えております。3 時までということで限られた時間ではございますが、新しい行動指針が誰もが住みたくなる滋賀の実現に繋がるものになるよう、委員の皆様には豊富なご経験、ご見識を基にした忌憚のないご意見をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 司会：

会議の進行につきまして、皆様にご配慮いただきたいことをお伝えします。

本日、会場の委員の皆さんには知的障害のある方にもご参加いただいております。わかりやすく言い伝えて伝えていただける支援員の方にもご同席いただいております。発言の前には、挙手をいただきまして、お名前を名乗っていただいた上で、ゆっくりとご発言いただけるとありがたいと思っております。皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、専門分科会設置後の初めての会議でございますので、僭越ではございますが、事務局から委員の皆様をご紹介させていただきます。

#### <委員紹介>

次に、本日の専門分科会には現在 8 名のご出席をいただいております、委員総数の過半数の出席をいただいておりますので、滋賀県社会福祉審議会規定の第 4 条第 2 項の規定に基づいて会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。先ほども申し上げました通り、本日はユニバーサルデザイン推進検討第 1 専門分科会の初めての会議でございますので、

専門分科会長が選出されるまでの間、大変恐縮ですが事務局においてしばらく議事を進行させていただきます。

まず最初に、次第の 2 (1) にあります通り、専門分科会長の選出をする必要がございます。滋賀県社会福祉審議会の条例第 7 条第 2 項により専門分科会長は委員の互選によることとなっております。

専門分科会長の選任につきまして、皆様方からご意見を賜りたいと存じますが、いかがでございましょうか。

**委員：**

14 年ぶりの改定というお話もありましたし、それぞれの委員の現場からの気づき、それから提案を集約し取りまとめていただくという役割を果たしていただければと思いますので、ぜひ委員にお願いできればと思います、提案をさせていただきます。

**司会：**

ありがとうございます。委員にお願いしたらどうかというご意見がございましたけど、いかがでございましょうか。

< 「異議なし」 の声 >

**司会：**

異議なしとのご意見をいただきましたので、委員に淡海ユニバーサルデザイン推進検討第 1 専門分科会の分科会長としてお願いをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。それでは、委員、会長席の方にお移りいただきますようお願いいたします。

進行につきましては、滋賀県社会福祉審議会条例第 7 条第 3 項の規定によりまして専門分科会長はその専門分科会の事務を掌理するとございますため、会長に進行をお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願いいいたします。

**専門分科会長：**

ご選出いただきありがとうございます。私は滋賀県との関わりで言うと、配布資料にパンフレットがありますが、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の検討委員として関わらせていただきました。こういった条例の趣旨と経験値を活かして、力不足ですが、皆様のご協力をいただきながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

では、早速始めさせていただきますよろしいでしょうか。

会議進行に先立ち分科会の職務代理者ですが、社会福祉審議会の条例第 7 条第 4 項の規定により、分科会長が職務に携われない場合、代わって職務を代理する委員をあらかじめ分

科会長が指名することとなっていない。まだ来られていないのですが、共生社会づくり条例の時も委員会で一緒にさせていただきました、委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

それでは、まずユニバーサルデザイン行動指針の改定について、事務局の説明をお願いします。

**事務局：**

<資料1, 2, 3について説明>

**専門分科会長：**

行動指針改定についてのご説明をいただきました。これまでのご説明のところで、ご意見などございますか。

**委員：**

今の説明を聞いていて、いわゆる「障害の社会モデル」をいかに今後、滋賀県内のまちづくりに取り入れていくかが重要だと思いました。そのためには、心のバリアフリーという言葉が国ではありますが、心のバリアフリーの定義、個人的には、障害の社会モデルの理解こそが心のバリアフリーであり、すべてだと思えます。「思いやり」とか「おもてなし」とか、人の心の問題であるということに行きがちですが、そうではなく障害の社会モデルの理解こそが心のバリアフリーの中心であるということになればいいなということと、あともう一つ。障害者権利条約でもスローガンになっていますが、「Nothing about us Without us」、「我々抜きに我々のこと決めるな」ということをルール化して定着させる意識が必要だと感じました。

**専門分科会長：**

2点ご意見いただきましたが、事務局から何かございますか。

**事務局：**

委員のご指摘の通り、心のバリアフリーの定義というのをどうするのか、ということは、考えていかないといけないと思っております。それについても皆様からのご意見も頂戴できればと考えております。障害の社会モデルの理解こそが心のバリアフリーではないかというご指摘です。まさしくその通りであると考えておりますが、滋賀県社会福祉共生社会づくり条例の制定にあたりまして、障害の社会モデルをもとにした取り組みとしておりますので、それを進めるにあたっての一つの考え方として、この淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定の中に、取り込んでいきたいと考えております。

**事務局：**

心のバリアフリーという言葉ですが、私も挨拶で申し上げた通り、国では心のバリアフリーと言っていますが、という使い方をさせていただきまして、滋賀県においては、どういう言葉がいいのか、それも含めてご検討いただけたらと思っております。当事者の皆様のユニバーサルデザイン行動指針の改定への参画につきましても、これもぜひご意見をいただき、この分科会以外にどういう形で参画していただくのか、審議していただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

**専門分科会長：**

この後もいただいた意見を含めて議論していくということでよろしくお願ひします。

他にございませんでしょうか。それでしたら、国では心のバリアフリーという言葉ですが、この分科会のテーマはユニバーサルデザインの理解促進というタイトルの分科会ですが、その進め方について事務局からご説明お願ひします。

**事務局：**

<資料4について説明>

**専門分科会長：**

はい、どうもありがとうございました。

第1専門分科会の進め方、今後の検討スケジュールも含めて事務局の説明をいただきました。ご質問、ご意見のある方、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

ご意見がございませんようですので、この後、今日が第1回目ですので、意見交換に早速入っていければと、そのなかで、今後の進め方等お気づきのことがあれば、そこでも出していただければと思います。

意見交換に入る前に、委員から心のバリアフリーはということかというお話がありましたので、進行役があまりしゃべるつもりはありませんが、情報提供ということで、参考資料をご覧ください。

事務局からの説明を聞いていて、指針ができて以降の時の流れは大きいものがあると思ひました。障害者権利条約の批准や障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定、さらに滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の制定がありました。いずれも「障害の社会モデル」ということを基本にしたものですが、ユニバーサルデザインとの関係で、国でも「ユニバーサルデザイン2020行動計画」というものを決定しています。参考資料3にその本文の抜粋部分があります。障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指しており、その共生社会の実現ために、障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障害のある人に対する差別を行わないよう徹底していく、というのがひとつ。また、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、

社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心のあり方を変えていくことが重要である、として「障害の社会モデル」の理解と具体的な行動に変えていくことが大事だと言われています。

さらに8ページで、心のバリアフリーについて3つのポイントが示されています。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3点である、とされています。①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。ということが書かれています。国の方では「心のバリアフリー」という言葉を使うということになっていますが、ちょうどこの頃、内閣府で障害者差別解消法の準備を手伝っており、心はなかなか目に見えるものではなく、人の心の中を覗くわけにもいかないので、そういう話ではなく、「障害の社会モデル」を理解する、そして差別をなくす、ここが「心のバリアフリー」と言われるポイントではないか、ということでこういう形でまとめていただいたところです。建物やまちのバリアフリーですと比較的見えやすいですが、それに比べて「心のバリアフリー」は今日の分科会のテーマでもあるユニバーサルデザインの理解というものも目に見えないものですので、共通理解ということで、先ほど美濃部委員がおっしゃった通り、「障害の社会モデル」ということは障害者差別を解消していくという文脈とユニバーサルデザインのことを重ね合わせて、とらえていただきたいと思います。

あともうひとつ、事務局から説明いただいて、この10何年かの社会状況の変化というのはこういうところに現れるのだなと思ったのが、『もてなし』の心のこもったサービスの提供」という項目がありますが、14～15年前ならこういう表現しかなかったのかな、と思いました。今であれば、サービスにおける合理的配慮の提供、だと思います。ただ当時は合理的配慮という考え方は無かったので、「もてなし」という言葉を使っていたのだなあと感じます。これがダメとかというわけではなく、行動指針を今の時代にあったものに、アップデートしていく、作り変えていく、さらに発展させていく、ということが大事だと、そういうことを、意見交換を前に、分科会長としての想い、共通理解として情報提供させていただきました。

それでは、ユニバーサルデザインとバリアフリーどう違うのか、という概念的なことはいったん置いておいて、普段生活されたり社会参加されたりするときに、どういうところにバリアを感じるか、といった現状と課題について忌憚のないところを意見交換させていただき、こういったところを変えていくために、指針が変わってほしい、もっとユニバーサルデザインを色んな人に知ってほしいというところに繋がってほしいと思います。まず、普段感じておられる現状や課題について、ご意見をお願いします。

**委員：**

平成の時代の真ん中に作られた指針には、こういうことが書いてあったのか、と思いました。会長がおっしゃった「もてなし」のところはそういう発想であったのか、当時は違和感がなかったのだろうかと思いました。「おもてなし」というのは、外からのお客さんを迎える時の気持ち、ホスピタリティとか言われますが、一緒に暮らしている関係性での話ではなく、ゲストに対する態度であると感じます。もっと積極的に、一緒に暮らしている仲間として、同じ生活者として、私は「共感」という言葉が好きなので使いますが、共感をもって暮らしていけるか、ということを経後の指針に入れていく必要があると思います。湯浅誠さんは、「平成の時代は多様性を尊重する時代であった。それはお互い違っていいよね、というところで違いを認め合っていた。令和の時代は、相互理解というか、一緒に歩いて行けるか、という意味で『ひたすらなるつながり』の時代だ」とおっしゃっていました。県社協が「ひたすらなるつながり」という言葉で仕事を進めているのも、繋がりとか共感、一緒にやっっていこうという意思を持って物事を進めていく必要がある、と思っているからです。「障害の社会モデル」も「おもてなし」の話ではなく、積極的意思を持って行動するということから始まるのではないかと、と思いました。

二つ目ですが、大人への取組と同時に、今の子どもは次の世代の大人ですので、やはり子どもへのことをしっかりと書いていく必要があると思いました。

**専門分科会長：**

ありがとうございます。

以前は「もてなし」という言葉を使ったのだなあと、それに対して、一緒に暮らしていく存在としての「共感」「繋がり」という言葉、また、大人はもちろん子供のときから、といういくつかの大切なキーワードをいただきました。どうもありがとうございます。他の皆さんいかがですか。

**委員：**

体育大学を出てそのまま来ましたので、まったく障害というところは分からないままでした。やはり接することによって、自然と目に入ってくる機会が増えてきて、自然と対応できるようになってきたということ。それと、最初のうちは、障害者というひとまとめにしている感覚であったのかなと思います。そうではなく、障害ということに関係無く、個々の人として接するようになってから、自然と入れるようになってきたと思っています。

このユニバーサルデザイン行動指針の見直しは、四、五年前であれば、2024年の国スポ・障スポ大会に向けた設計や県の建物を作るにあたって、もっと自然とできるようになっていたのかなというふうに思います。何故かといいますと、県立体育館が滋賀医大の前にできます。この前も図面を見せていただきましたが、会場として使っていただいて、もし何かあった時にどういう避難ができるか、ということ。エレベーターが1基しかなく、2階から駐

車場までには行けますが、ものすごく遠く不便である、という状況です。あとはトイレについても、建築する側と実際に使う側とではちょっと違う。トイレの数を1つ減らすことによって、幅広いスペースのトイレを作ることができれば、自然とどんな方でも使えるようになるということを、当事者の方からもお聞きしましたし、実際、うちの施設で考えてもやっぱりそういうことがあるかなど。それが、自然とそういう発想になれるようになるっていうのが、一番大事なことかなと思っています。

私は指導をしながら、個々に対応して教えていただきながら、それをまた次の方に生かしていけるとか、そういうやり方でないと私達自身もうまくいきませんし、使っていただける方、一緒にしていただける方もそういう気持ちにはなれないのかなど。先ほどの「おもてなし」ではありませんが、指導者イコール上から目線というのは私の中では全くないのですが、捉え方というなかでは、先ほどの体験学習のことも、仕方が無いからしているとか、ものすごく少し寂しい発言の先生もおられます。そういった点では、障害者という一括りのなかで考えておられるのか、と考えることがあります。

#### **専門分科会長：**

ありがとうございます。それぞれの経験の中から、接する中から自然と理解をしていくということの大切さや、障害者一般という存在ではなく、一人一人の個々の人ということの理解、という大事なキーワードをいただきました。特に県立体育館について、第2専門分科会のテーマとも関連するテーマになってくると思いますが、第1と第2でやりとりした内容をそれぞれ相互に伝えあいながら議論していくということで、第2の分科会での議論をしていただきたいと思いますが、第1専門分科会のテーマで言うと、県立体育館を新しく造る、建て替えるというときに、障害当事者の参画というのがあったのだろうか、あるいは、建て替えにあたって今まではどうだったのか、という評価があったのだろうか、というが気になりました。PDCA がユニバーサルデザインでは大事であり、参画して、評価して次に活かしていくというのを今回の改定でどう現実の姿にしていくのか、というのが、ご提起いただいた課題だと思っています。ありがとうございます。

#### **委員：**

ユニバーサルデザイン行動指針の見直しは、策定から14年経ってやっと、ということで、滋賀県は共生社会づくり条例が去年10月に全面施行いたしましたので、ともすれば、こういうユニバーサルデザインというところが、ごちゃごちゃになってしまっているのではないかと思います。14～15年前に、育成会の活動を始めたときに、全国の会長がおっしゃっていたのは、個々の障害について健常の方に追いつこうとする努力、訓練について、今まではそれでよかったですけど、やっぱりそれではずっと一生訓練か、と。83歳でB型に行き訓練している人もいますが、そうじゃないだろう、と。社会が下がってきて、みんなが使いやすいようになっていくデザインを考えていく、というところが、医療モデルから社会

モデルになっていく、という話を15年前に聞いた覚えがあります。

そういうなかで、学校でのユニバーサルデザインが本当にあるのかと思っていました。肢体不自由の人が入学しようとしても、エレベーターがありません、階段ですよ、というのが普通に言われていた時代でした。トイレ一つにしても、障害者用のトイレを、障害者用ではなく誰でも使ってくださいという雰囲気、抵抗なく妊産婦さんや健常者も使いやすいから使っている。ここは障害者用、という壁が少しずつ、薄く薄くなってきたのかなあ、と。それが少しうれしいところです。学校ではまだまだエレベーターを作っていないところもありますが、県としても努力していただいているところですし、肢体不自由の人でも使いたいときにすぐに使えるようになってきている現状は、ありがたいと思います。

知的の方はユニバーサルデザインで助かっているというのが、知的の人にも分かる。知的でも言葉のない人もいますが、それを絵カードとか絵表示とかで表現してくださっているところも多くなってきているので、言葉のない人たちもパッと見て分かるデザインがこれから求められていくと思います。

#### **専門分科会長：**

ありがとうございます。以前は障害のある人が健常者のように近づいていく、そこに向けて努力をするというのが中心だったのか、社会の環境が変わっていくという方向で時代は変わってきているが、一方、学校などでは、という話の一つありました。子どもの時からの教育の大切さについて、先ほど意見がありましたし、学校における物理的なバリアフリーの問題も指摘がありましたが、学校教育と心のバリアフリーの関係について、学校教育で心のバリアフリーをどう取り上げるか、という話は第1専門分科会で、学校のバリアフリー化は第2専門分科会という整理でよいか、事務局の考え方をお示してください。

#### **事務局：**

福祉学習の部分に近い、ソフト面の取り組みということであれば第1専門分科会の方になると思います。ただ、子どもたちも自分たちの学校の中で施設を使うことを通じて、学習をする部分は当然でございますので、ハードだから第2専門分科会だけ、というわけではないかと思えます。

#### **専門分科会長：**

わかりました。

先ほど委員からご意見のあった体験教育というのは福祉学習の領域と同じということですね。

#### **委員：**

育成会では、知的障害、発達障害の疑似体験のプロジェクト、キャラバン隊というのを作

っています。車いす体験やアイマスク体験は、学校で組み入れられていますが、知的、発達障害の不器用さ、生きづらさを抱えている人の体験をしていただきたいと思って、グループを作りました。民生委員や町内の学習会などに呼ばれていますが、本来なら、小さい時からの学校教育の場でそういうものを提供していただければと思っています。

#### 専門分科会長：

そういう自らやっておられる体験学習をぜひ学校教育の段階から、ということでした。あと、委員からご指摘いただいたのは、知的障害がある方や、今後外国人の方等からヒアリングするということでしたが、ピクト、絵での表示ということの大切さ、迷うことなく分かりやすい表示をどうするか、ということも課題として出していただいた、ということを確認したいと思います。他にいかがでしょうか。

#### 委員：

私個人のことですが、今まで小学校3年生のときに、ちょっと何かみんなとちょっと違うってということで、学校の先生と母が話し合っ、普通学級で勉強するのはちょっと違うのだろうということで、小学校3年生のときに、特殊学級で勉強させてもらいました。私自身もその時は自分がどういう人間ってというのが、あまり分かっていなかったの、特殊学級に入ってちょっと体験をさせてもらって、なんとなく面白いな、というだけで入ったのですが、普通の人と私達のような人が一緒に勉強するのが、当時は音楽と家庭科と運動会でした。その時に私は、ちょっと普通の人と違うというのが分かって、人から避けていたのですが、中学校に行って色々な人と関わって、自分とかなり違うのだなというのがはっきり分かるようになって、授業を一緒にするのがすごく苦手でした。特殊学級で同じ仲間と一緒にするのがすごくよかった。でもやっぱりみんなと一緒に勉強できたことはよかったと思っています。それから、中学校の義務教育が終わって卒業するときに、みんなは高校に行く、就職する、と考えていくのですが、私の場合は何になりたいというのをあまり考えていなかったの、どうしようかと思っていましたが、卒業するときに職場実習のようなものがあり、その時の方が一生懸命しているの、就職してもらえませんか、と言ってきていただきました。ただ、私の中では勉強をしていなかったの、社会に出るのがすごく怖かった。そのころは差別が多いと聞いていたので、いきなり社会に入ってみんなと一緒にになると、置いてきぼりにされるような気がして、自分自身も自信を持って仕事ができる、というのが無かったので、もうちょっと色々な経験をしてから社会に出た方がいいのかな、と思って、進学して3年間勉強してから、自分自身、みんなとちょっとは違うけれど、やっぱりみんなと一緒にだと、堂々としていいのだと思って、卒業して社会に出たときに、自分はこういう人間でこういう風にしてきたというのを胸張って言えるようになってよかったと思いました。

そのなかで、私が思ったことを伝えたいのだけど、ちょっとズレるというか、分かってもらえない、というときがあります。

あと、目的地に行くときに、電車から降りてどのようにして行けばよいか、地図は書いてあるが地図だけではどのようにして行けばよいか分かりにくい、というのがあります。人に聞いても、早口で言われると、その場ではわかりました、と言うのですが、後でどうやったかな、と思う部分もあります。地図は写真等があるとみんなが分かりやすいと思います。

**専門分科会長：**

ありがとうございます。ご自身の学校時代のことも含めていろいろとお話をいただきました。一人一人に得意なこと、苦手なことと違いがあるのは当たり前ですが、みんな違うけど一緒に何かをやったりして、みんな一緒だ、と思えることが安心感というか、大事な部分だと思いました。

目的地に行くのに分かりにくいというのは、どういうときに迷うことが多いですか。

**委員：**

私自身は人に聞いたりして、それなりに自分で探して行けるのですが、他の人は、地図を見ただけでは、今自分がどこにいるのかが分からない、現在地は分かっても、そこからどう行ったらよいか分からないです。大きな目印があったり、詳しく書いてあったりすると、一人でも行けると思います。

**専門分科会長：**

案内看板等があると分かりやすい、というイメージでしょうか。

**委員：**

HP に目的地の写真等があるとたどり着けると思います。誰かに助けてもらわないと行けない人にとっては、写真や分かりやすい言葉で説明があると、行きやすいと思います。

**委員：**

スマートフォンのアプリで、目的地設定をしたら地図ではなく写真で見るとような画面で案内してくれるものがあるが、そもそも知的の方はそのアプリを使えない人がほとんどで、そこが弱いという特性があります。

**専門分科会長：**

スマートフォンやアプリを使いこなせない人たちが、まちに出たときに迷うことなく行けるような表示が必要、というご意見ですね。ありがとうございます。

**委員：**

私は大阪からこちらに引っ越してきましたが、子どもが小学校に行ったときに、違う教室

で勉強している子がいるが、あれはどうか、と聞かれました。高槻では、知的障害のある子どもと一緒に教室で、先生が横について教えていました。運動会でも確かに差がありますが、みんなで応援する。小さい時から一緒に大人になるという感覚でいたのに、どうして別なのかな、というのを思い出しました。小さい時から一緒にいるということは、「ひたすらなるつながり」にもつながるのではないかと思いました。

認知症の方は増えてきているなか、認知機能が低下するということは、いろんなものが自分で判断できず分からなくなる、そういった人が社会・地域に出ていくことになってくると、障害が多いです。例えば、トイレ。ドアの形状など、色々なところで色々なものが違います。認知症の方は波があるので、すごくしっかりしている時とそうでない時があります。認知症の方も買い物に行きたいし、社会にも出ていきたいなかで、身体障害者とは違う、知的障害者と同じような障害が社会にいっぱいあるので、そのへんを考えて組み込んでいければと思っています。

あと、一昨年、倉敷での豪雨がありましたが、体育館などの避難所の狭い空間は、認知症の方はすごく不安になり、パニックになります。家族が家を片付けにいくと、その人は避難所で一人になるという状況になります。あと、認知症の人はトイレに時間がかかりますが、それを待っている介助者が、時間がかかることを周りの人に知らせるマーク等があるとよいと思います。

#### **専門分科会長：**

ありがとうございました。子どもの時から一緒に過ごすことの大切さと、トイレのドア、鍵などで、だれにとっても簡単、だれにとっても安全、だれにとって快適という視点がありますが、どんどん多機能化になってきて迷うことが多いなか、知的障害のある方、認知症の方にも使いやすいものである必要があります。また、災害時の避難行動のなかでのユニバーサルデザイン、誰も取り残されることのない避難行動計画のようなことも、大きな課題だと聞かせていただきました。この点、滋賀県での避難行動計画等で事務局からコメントはありますか。

#### **事務局：**

参考資料 10 の 11 ページですが、災害時における要配慮者対策として、県内の 19 の市町がございすけれども、要支援者名簿につきましてはすべての市町にございす。それぞれの個別計画につきましては、未作成の市町が三つある状況でございす。災害時の要配慮者の支援という観点で、滋賀県社会福祉協議会とも一緒に研修会の開催、要配慮者支援ネットワークの会議というのを組織しております。また、誰もが安心して避難できるための避難者チェック 13 項目というチェックシートを、平成 30 年の 7 月に作って各避難施設の管理者等に配っております。ただ、そちらについて、女性の視点等を含めてさらにブラッシュアップしていく部分も今後あるのかもしれない。それはこの専門分科会でのご議論も踏まえ

て、見直すべきところは見直していく、ということもあると思っております。

**専門分科会長：**

ありがとうございます。誰もが安心して避難できるための避難者チェック 13 項目がどのようなものか、次回までで結構ですので、委員に情報提供をお願いできますか。

**事務局：**

次回までにご準備します。

**専門分科会長：**

よろしく願います。他にいかがでしょうか。

**委員：**

先日、私たちの団体でユニバーサルデザインについて意見を求めたところ、ユニバーサルデザインとバリアフリーの違いが分からない、ユニバーサルデザインは範囲が広すぎるといった意見がたくさん出ました。ここをこうして欲しいとかああして欲しいとかっていう意見はすごく出るんです。例えば田舎の公民館とかは畳敷きが多く、私たち障害を持っている者にとっては、使い勝手が悪いとか、トイレが和式の方が多くてなかなか洋式を使おうとしても順番が回ってこないというような話がありました。今の事務所として使っている厚生会館も古い建物で、様式トイレが 1 階のエレベーターのところの一つだけしかありませんでした。それを使おうとして待っていると、出てこられるのが県職員のこともあり、障害を持たない方も使っておられる状況でした。ここ何年か前に、私たちの事務所のある二階にも一つだけ洋式トイレを作っていただきました。それはよかったです。他の施設も、新しくできるときは、多分ほとんどが洋式だと思うんですけども、古い建物をそのまま使っていく中で、和式が多いなという印象です。

次に、私達が行っているのは、ヘルプマークですけども、このヘルプマークの浸透が、まだもう一つかなって意見が多々ありました。ヘルプマークを障害のある人達がつけていても、知っている方は知っているんで、それなりの配慮をしていただけるのですが、なかには、綺麗な色やな、これはどこのブランド、みたいな言い方をされたこともあったという意見がありました。まだ滋賀県ではこのヘルプマークの扱いを県がしていますが、中には先日、障害者週間のイベントで福井の方にお会いしたら、福井では、この取り組みがないので、私も欲しいと言われ、滋賀のブースにこられて持って行かれました。その方に、どこでこのヘルプマークをお知りになりましたかって聞いたら、京都の駅で知りましたとおっしゃいました。全国的にはまだ浸透していないのだなというふうに思っています。これもユニバーサルデザインの一つで、滋賀県だけじゃなく、やっぱり日本全国で行っていかねばいけないことではないかなというふうにとっています。

**専門分科会長：**

ありがとうございます。公民館とか多くの人を使う場所で和式トイレしかないということ、県の行動指針は率先して滋賀県がやると同時に、県内の市町、地域でのどう浸透させていくか、というのも大きな課題だと思いました。あと、ヘルプマークのことがありましたが、見た目で見えない障害というのが、知的障害、聴覚障害、精神障害などもそうだと思うのですが、障害の社会モデルということと併せて、外見上見えない障害への理解をどう広げていくか、ということも大きな課題であることを確認したいと思います。ありがとうございました。他にございませんか。

**委員：**

精神障害も、理解していただきにくいというか、差別の強い症状です。大津の北の方でグループホームを作る計画がありましたが、付近の住民の反対で立ち消えになるということがありました。その席上で、差別禁止条例の話もしたのですが、逆に火に油を注ぐ状況になったという話も聞きました。やはり難しいです。どう理解していただくか、ということがこれからの課題だと思います。病気の理解ということが一番大切なことだと思いますし、啓発していかない部分もあると思います。統合失調症という、簡単なことでも分かりにくい、という症状がありますが、分かりやすく、簡単に言ってほしい、ということです。病気を理解していただくことが一番の生きやすさに繋がっていくと思います。

**専門分科会長：**

グループホームの反対運動などは、意識上の障壁の最たるものです。共生社会条例もそうですが、ユニバーサルデザインの推進のなかで、その意識の壁をどう取り除いていくか、という大きな課題であると聞かせていただきました。あと、精神障害の方にとっても簡単に、迷うことなく使えることの大切さをご指摘いただきました。意識上の障壁をなくすためにも、精神障害というものに対する正しい理解を持ってもらうというご発言をいただきました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

**委員：**

2点お話しします。ともに学ぶ、ともに生きる、インクルーシブと言われることです。滋賀県ではまだまだ障害を持っていると特別支援学級、養護学校に行くのが前提であって、地域の学校に行こうとすると、圧力までも受けるようなことも最近まで起きています。そういうことを心のバリアフリーという概念のなかに組み入れることも検討する余地があると思います。

2点目は、やはり当事者参画です。防災計画、建物の計画。長浜で最近建った建物では、長浜市が責任を持って建てたものであるがエレベーターが小さくて、ストレッチャーが入

らなかったり、点字ブロックがかっこよすぎて見づらかったり、トイレなどの案内もかっこよすぎて見にくかったり、何もかもがデザインチックになっています。内情を聞くと、コンサルタント会社に全てを任せていて、そこには当事者参画、我々抜きに設計を決めていた。何のルールもないままでできてしまったのだと思います。そこに、当事者参画のルールがあれば、こんな事態には至っていなかったはずです。もう少し早くルールができていれば、あの建物は無かったと思います。ともに生きる、ともに学ぶということがないから、私達障害者や社会的な弱者の立場を置いてきぼりにされるのではないか、ひいては、当事者参画の意識がなくなるのだと思います。ユニバーサルデザインとか心のバリアフリーに組み入れていただきたいです。

#### **専門分科会長：**

ともに生きる、ともに学ぶというインクルーシブ教育の大切さと、当事者参画ということですね。共生社会づくり条例の検討会で、私は「共生の営みと学び合い」ということを発言しました。報告書にも入っていると思います。他者と違う存在というようになってしまうのは、普段一緒に接して一緒に生きる営みがあって、お互いの学び合いこそが、意識上の障壁をなくす一番のカギではないかと思っています。ぜひユニバーサルデザイン行動指針改定にあたって、「共生の営みと学び合い」ということをキーワードにしてもらったらどうかと思います。あと、当事者参画の部分は第2専門分科会にも関係しますが、出来上がってから当事者が見て、アッ！となってしまうのは税金の無駄遣い、もったいないと思いますので、設計段階からもっと当事者が参画して、意見を言えるような仕組みを、今回の指針の改定にあわせて、参画のシステムを作っていく必要があるかと、そういったことも合わせて検討する必要があると思いました。

一通りご発言いただきましたが、最後にこれだけは、という方はおられますか。

第2専門分科会に直結するお話もありましたが、委員の方から、感想などコメントを一言いただけたらと思います。

#### **委員：**

今回傍聴させていただき、本当によかったな、と、勉強になりました。ありがとうございます。項目としましては、多くの方がおっしゃっている、知的、精神、発達、難病、あと出てきていませんが、性同一性障害とかLGBTの方とか、いわゆる社会的少数と言われる方々をしっかりと配慮すると、それもかなり深掘りしたかっこうで頑張って、そういった方が使えるようなまちをつくっていくことが大事だなあ、痛感しました。委員も第2専門分科会の委員ですので、私と事務局で、次の第2専門分科会の時にしっかり伝えさせていただきたいと思います。おそらく第2専門分科会の方も、今日の議論だったら私も出たかった、という方が多いと思います。逆にここにいらっしゃる方が第2専門分科会でぜひ議論したいということを出たいと思うのですが、便宜上、第1と第2に分けていますので、それぞれで議論

しながら、連絡を密にしながらやっていくとしましょう。

今出た話題のコメントもしておきますと、ちょっと私の個人的なコメントですが、学校に関しましては、近々国で新しい法律ができます。学校のバリアフリー化は義務になります。現在、議論にはなっていませんが、例えば大阪府の場合には、福祉のまちづくり条例で学校は全部義務化されていますが、まだまだされてない都道府県は多いですね。しかし、国法ですから全部に通用することになりますので、エレベーター問題だけではなく、あらゆるバリアフリーを積極的に、ユニバーサルデザインの考え方で、それも、沖縄の方は沖縄の方、雪の降る北海道の方はその条件下で考えてくださいという法律になると思いますので、情報提供します。

当然、それに合わせて防災一時拠点として小学校に集中するという問題については、現在、法律上それをどうするっていうことが担保するような規定がありませんので、国土交通省のバリアフリー施策における移動円滑化基本構想とか、或いはマスタープランづくりの中で、小学校中学校を中心にして、もう一つは、車椅子や障害者の道路ネットワークも作るっていうのが近々入ってきます。情報提供です。積極的に、前向きにとらえていくと随分面白いなと思います。

あと、バリアフリー法改正について、委員や私も国会の参考人としてたつぷりと議論させていただき作ったのですが、その中のポイントに、必ず評価すると、国は評価会議を作るというのを義務化しました。県も義務化っていうのは、今の地方分権の流れの中ではなかなかできないんで、県はどうする市はどうするとそこには書いてないんですが、県の責務として市の責務として、同じようにやってくれ、ということが読み取れますよね。ですから、県としても今日のこういう会議そのものが、ほとんど評価会議に近いものになってきますので、こういう仕組みは入れていかないといけないですね。これを県でやる、或いは各市で持つ。市でもマスタープランつくったり、基本構想つくるところはこの法律に載っていますので、評価会議をやります。名前も、継続改善協議会みたいなものは評価協議会みたいなものに変わってくるとは思いますけれども、取り組んでない市が困っちゃうな、ということで、結局伝わる市はみんな同じところに伝わっていて、伝わらないところはずっと伝わらない、という、これは仕組みの問題でしょうね。これはちょっと県下的にも考えたいということはあるですね。

そんなことで、評価会議と、もう一つ今度の法律改正で重要なポイントとしておりますのは、情報提供ですね。先ほどお話ありましたように、今あるこれまでの法律では、地図をつくれとかそんなことぐらいしか書いてない。なるほどと思いました。すいません。時間をたくさん取りました。ありがとうございました。

#### 専門分科会長：

ありがとうございました。情報提供も含めて、非常に参考になったかと思います。第2専門分科会が来週ございますし、第1分科会、第2分科会お互いに協力し合いながら、この滋

賀県のユニバーサルデザインの推進を進めていければと思います。

ちょうど時間になりました。今日は初めての会議ということにも関わらず、本当に皆さん、経験されていることを背景に、率直な現状・課題ということをご指摘いただき、今後検討していくべきキーワードがたくさん出てきたのではないかと思います。長時間にわたり熱心にご議論いただきありがとうございました。司会を事務局に戻します。

**事務局：**

本日は、委員の皆様から貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

先ほど委員からご紹介いただいた資料が、参考資料4に添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

本日いただきましたご意見を踏まえて、また来週の第2専門分科会と十分調整しながら計画の改定を進めて参りたいと考えております。

短い期間、6月までの期間の中で何回も会議をさせていただければと考えておりますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の専門部会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(了)